

平成28年第1回関川村議会定例会会議録（第2号）

○議事日程

平成28年3月11日（金曜日） 午前10時 開議

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第 1号 平成27年度関川村一般会計補正予算（第7号）
- 第 3 議案第 2号 平成27年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 4 議案第 3号 平成27年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第 4号 平成27年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 6 議案第 5号 平成27年度関川村宅地等造成特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第 6号 関川村職員の降給に関する条例の制定について
- 第 8 議案第 7号 関川村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について
- 第 9 議案第 8号 関川村小規模企業の振興に関する基本条例の制定について
- 第10 議案第 9号 関川村行政手続条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第10号 関川村情報公開条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第11号 関川村個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第12号 関川村情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第13号 関川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第14号 関川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第15号 関川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第16号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第17号 関川村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第18号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第19号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第20号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第21号 関川村国民健康保険診療所勤務医師の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第22号 関川村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第23号 関川村立保育園条例の一部を改正する条例
- 第25 議案第24号 関川村地域指定密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例

- 第26 議案第25号 関川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第27 議案第26号 関川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 第28 議案第27号 関川村奨学金貸与条例の一部を改正する条例
- 第29 議案第28号 村上市との定住自立圏形成協定の変更締結について
- 第30 議案第29号 関川村公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第31 議案第30号 過疎地域自立促進計画を定めることについて
- 第32 議案第31号 女川東部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第33 議案第32号 朴坂辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第34 議案第33号 桂辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第35 議案第34号 霧出南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第36 議案第35号 七ヶ谷南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第37 議案第36号 片貝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第38 議案第37号 金丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第39 議案第38号 第6次関川村総合計画基本構想を定めることについて
- 第40 議案第39号 平成28年度関川村一般会計予算
- 第41 議案第40号 平成28年度関川村国民健康保険事業特別会計予算
- 第42 議案第41号 平成28年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算
- 第43 議案第42号 平成28年度関川村介護保険事業特別会計予算
- 第44 議案第43号 平成28年度関川村後期高齢者医療特別会計予算
- 第45 議案第44号 平成28年度関川村有温泉特別会計予算
- 第46 議案第45号 平成28年度関川村宅地等造成特別会計予算
- 第47 議案第46号 平成28年度関川村簡易水道特別会計予算
- 第48 議案第47号 平成28年度関川村公共下水道事業特別会計予算
- 第49 議案第48号 平成28年度関川村農業集落排水事業特別会計予算
- 第50 議案第49号 平成28年度関川村水道事業会計予算
- 第51 同意第1号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○本日の会議に付した事件

- 第1 一般質問
- 第2 議案第1号 平成27年度関川村一般会計補正予算（第7号）

- 第 3 議案第 2 号 平成 27 年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 4 議案第 3 号 平成 27 年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 議案第 4 号 平成 27 年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 6 議案第 5 号 平成 27 年度関川村宅地等造成特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 議案第 6 号 関川村職員の降給に関する条例の制定について
- 第 8 議案第 7 号 関川村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について
- 第 9 議案第 8 号 関川村小規模企業の振興に関する基本条例の制定について
- 第 10 議案第 9 号 関川村行政手続条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第 10 号 関川村情報公開条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第 11 号 関川村個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第 13 議案第 12 号 関川村情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部を改正する条例
- 第 14 議案第 13 号 関川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 第 15 議案第 14 号 関川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 16 議案第 15 号 関川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 17 議案第 16 号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 18 議案第 17 号 関川村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 第 19 議案第 18 号 関川村特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 20 議案第 19 号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 21 議案第 20 号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第 22 議案第 21 号 関川村国民健康保険診療所勤務医師の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 23 議案第 22 号 関川村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 24 議案第 23 号 関川村立保育園条例の一部を改正する条例
- 第 25 議案第 24 号 関川村地域指定密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 26 議案第 25 号 関川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 27 議案第 26 号 関川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 第 28 議案第 27 号 関川村奨学金貸与条例の一部を改正する条例

- 第29 議案第28号 村上市との定住自立圏形成協定の変更締結について
- 第30 議案第29号 関川村公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第31 議案第30号 過疎地域自立促進計画を定めることについて
- 第32 議案第31号 女川東部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第33 議案第32号 朴坂辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第34 議案第33号 桂辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第35 議案第34号 霧出南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第36 議案第35号 七ヶ谷南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第37 議案第36号 片貝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第38 議案第37号 金丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第39 議案第38号 第6次関川村総合計画基本構想を定めることについて
- 第40 議案第39号 平成28年度関川村一般会計予算
- 第41 議案第40号 平成28年度関川村国民健康保険事業特別会計予算
- 第42 議案第41号 平成28年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算
- 第43 議案第42号 平成28年度関川村介護保険事業特別会計予算
- 第44 議案第43号 平成28年度関川村後期高齢者医療特別会計予算
- 第45 議案第44号 平成28年度関川村有温泉特別会計予算
- 第46 議案第45号 平成28年度関川村宅地等造成特別会計予算
- 第47 議案第46号 平成28年度関川村簡易水道特別会計予算
- 第48 議案第47号 平成28年度関川村公共下水道事業特別会計予算
- 第49 議案第48号 平成28年度関川村農業集落排水事業特別会計予算
- 第50 議案第49号 平成28年度関川村水道事業会計予算
- 第51 同意第1号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○出席議員（10名）

1番	近	良	平	君	2番	伊	藤	敏	哉	君
3番	小	澤	仁	君	4番	加	藤	和	泰	君
5番	鈴	木	万	君	6番	高	橋	忠	夫	君
7番	高	橋	正	君	8番	菅	原		修	君
9番	伝		信	君	10番	平	田		広	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村長	平	田	大	六	君
副村長	佐	藤	忠	良	君
教育長	佐	藤	修	一	君
総務課長	伊	藤	保	史	君
税務会計課長	井	上	広	栄	君
住民福祉課長	中	束	正	子	君
農林観光課長	伊	藤		隆	君
建設環境課長	高	橋	賢	吉	君
教育課長	稲	家		誠	君
総務課参事	加	藤	善	彦	君
農林観光課参事	板	越	昌	生	君

○事務局職員出席者

事務局 長	佐	藤	充	代
主 任	石	山	洋	介

午前10時00分 開 議

○議長（近 良平君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事進行によろしくご協力をお願いいたします。

日程第1、一般質問

○議長（近 良平君） 日程第1、一般質問を行います。

4番、加藤和泰さん。

○4番（加藤和泰君） おはようございます。議席番号4番、加藤和泰です。よろしく申し上げます。

まず、1点目の質問ですが、関川村スポーツ少年団の加入状況を見ますと、現在活動している6種目の中で、一旦帰宅後6時や6時半に練習を開始する種目よりも、放課後の午後4時から練習を開始する種目の加入率が高いようです。

保護者の中には、子供をスポーツ少年団に入団させたくても、事情により送迎が困難であるため、やむを得ず入団させることができないとの意見もあります。できるだけ公平に多くの子供たちにスポーツに親しむ機会を与える取り組みを検討できないでしょうか。

2点目の質問ですが、前回の12月定例議会で、中学校合同部活動に参加する場合の問題点について質問しましたが、学校との連絡の結果やスポーツ懇談会でどのような意見があったかお聞きします。

3点目の質問ですが、学校の抱える課題が多様化する中、会議や事務、外部活動などの増加による教員の多忙化が問題視されているという報道を聞きますが、関川小学校、関川中学校の現状をお聞かせください。

以上です。お願いします。

○議長（近 良平君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） おはようございます。ただいまの加藤和泰議員のご質問にお答えします。

子供たちがスポーツを楽しみ、集団的な活動を通して思いやりや協調性など社会性を身につけていくことはとても大切なことと受けとめています。また、そのために1人でも多くの子供たちが活動に参加できるよう指導者や活動場所などスポーツ環境を整えていくことが必要です。

中学校では、生徒、教員数の減少に伴って、部活動数と部員数が減少し、専門性を有する指導者が少ないのが悩みです。単独で大会に出場できない野球部と吹奏楽部は、他校と合同チームを組んで練習し、大会に参加しました。土曜日や日曜日など、休日の練習場所が遠方になることから、送

迎手段の確保が課題だと言われています。

2月4日に行われたスポーツ少年団各種目代表者と小中学校の校長先生、青少年育成村民会議会長とのスポーツ懇談会では、現状と課題について情報を共有し、課題として、スポーツ少年団加入促進、指導者の確保、指導者の勤務の関係で活動開始時刻が遅くなること、学習とスポーツの両立、子供の疲労、保護者の送迎、家庭・指導者・学校行政のより一層の連携などが課題として挙げられました。

まずは、できることから始めようと、より多くの子供たちに入団してもらうために、スポーツ少年団合同説明会を2月24日に小学校で3年生以上を対象にして実施しました。

また、今後も情報共有や今回出された課題を解決するために定期的にスポーツ懇談を開催していくことを確認しました。

次に、教員の多忙化問題ですが、加藤議員ご指摘のとおり、教員は日々の授業に加え、授業のための教材準備、割り当てられた校務分掌事務、諸会議や研修、そして問題が起きたときの子供たちの教育相談や夜間の家庭訪問、加えて時間外でのPTAの会議等の諸準備や運営にも携わっています。中学校は、これに加えて、毎日の生活ノート点検や勤務時間を超えて放課後や休日の部活動指導があり、多忙感が強いのが現状です。

この対策として、小中学校では多忙化解消アクションプランを策定し、会議の精選と運営方法の工夫、終了時刻を守る等の対策を講じて多忙感の緩和に努めています。

教育委員会としては、学校の最終退勤目標時刻を午後7時とし、それ以降残って仕事をする場合は、居残り簿に氏名、業務内容、退勤時刻を記入させ、実態を把握し、校長と連携しながら午後7時までに退勤できる職場環境づくりを進めているところです。

以上です。

○議長（近 良平君） 4番。

○4番（加藤和泰君） ありがとうございます。

まず、1点目の質問についての再質問なんですけれども、今、スポーツ少年団の指導者の方、皆さんボランティアで指導なさっていらして、その方の確かに仕事の時間等によって開始の時間はまちまち、これはやむを得ないのかなという部分もあるんですけれども、仮に村としてスポーツ専任職員というのを配置するようなお考えはあるかどうかお聞きしたいのですが、お願いします。

○議長（近 良平君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） そのことも一つの検討事項として考えたこともありました。ただ、スポーツ専任職員としても、1種目しか対応できない等、それから雇用する予算的なこと等を考え合わせて、現在のところ現実性が乏しいのではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（近 良平君） 4番。

○4番（加藤和泰君） それでは、1点目の質問に対するまた再質問なのですが、放課後に練習を開始する種目につきまして、冬期間や冬期間以外の雨天時に、学校からど～むまで徒歩で移動する場合のことなんですけれども、何らかの引率をお願いできないかということなんです。というのは、現在は児童各自でど～むまで移動していくんですけれども、バイパス、国道の横断があったりしましてちょっと危険も伴うのかなという意見もありまして、その辺を何かご検討いただけないものかどうかという質問です。

○議長（近 良平君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） スポーツ少年団の活動ですので、スポーツ少年団の指導者、子供たちの学校生活の責任者である校長と相談しまして、何らかの対策ができるかどうかも含めて検討したいと思います。以上です。

○議長（近 良平君） 4番。

○4番（加藤和泰君） ありがとうございます。スポーツ少年団の各種目の父母の会も、子供たちのスポーツ振興のために、指導者と連携し合いながら練習や大会の参加に協力体制をとっておりますので、村としてもいろいろご尽力いただいているところは理解しておりますけれども、今後ともスポーツ少年団の活動へのさらなる支援をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、2点目の質問に対する再質問ですが、そもそも合同部活動というのは団体競技の場合の部員数の不足によるケースというふうに思われます。現在のスポーツ少年団の種目で加入数が一番多いのは陸上競技のようですが、この要因の一つには先ほど申し上げましたように指導者のご尽力のもと放課後すぐに練習を始められる体制である種目であることは考えられますが、中学校の部活動で団体競技の存続が厳しくなっていく中、スポーツ少年団でも一番加入数が多い陸上部を新設することを検討するような考えはありますでしょうか。

○議長（近 良平君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） 部活動の創設、廃止については、校長の権限ですので、そういった考えがあるのかどうか校長先生に確認していきたいと思います。

陸上については、春の中体連行事、そして秋の駅伝等、大会がございますが、それについては特設陸上部ということで生徒を集めて参加しているのが実態です。参考までにお話しさせていただきました。以上です。

○議長（近 良平君） 4番。

○4番（加藤和泰君） 先ほど申し上げたように、スポーツ少年団の陸上を一生懸命やっている子供たちが多くて、団体競技はこれから本当になかなか組んでいくのが厳しくなっていくのだと思いますので、関川中学校の部活の選択肢の一つとして陸上競技ということもぜひ前向きにご検討いただければなというふうに思いますので、お願ひしたいと思います。

次に、3番目の質問についての再質問に入らせていただきますが、財務省は今後さらに教員数を減らすような主張をしているようですけれども、教員には児童生徒と向き合う時間を多くとれるような配慮が必要ではないかなというふうに思います。一日の大半を学校で過ごすわけでありまして、先生方の存在はとても大きいのではないかなというふうに考えます。教員の負担軽減のため、小中学校の事務職員が業務改善に重要な役割を果たしているというケースもあるようです。関川村の小中学校においては適切な数の事務職員を配置できているのかお聞きしたいと思います。

○議長（近 良平君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） お答えします。

学校規模に応じて、事務職員の配置の規定があるわけですが、関川小学校、関川中学校には、その規定どおり適切な配置をいただいております。

なお、単独で学校事務を行うだけではなくて、村上市、岩船郡の事務職員で学校事務共同実施ということで、幾つかのブロックに分かれてお互いにお互いの作業を確認し合ったりしながら作業を進めております。そういったこともあわせて、学校事務が適切に今運営されているというふうに認識しております。以上です。

○議長（近 良平君） 4番。

○4番（加藤和泰君） ありがとうございます。

村が活性していくためには、やっぱり人材を育てていくというのが大切だと思いますし、そのために教育というのは礎になっていくというふうに思いますので、先般の関川村教育懇談会で教育長からお話のありました関川村教育構想2016、ふるさと関川を愛し、誇れる人づくりという理念のもと、関川の教育がさらに発展する取り組みを希望しまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（近 良平君） 一般質問を行いたいと思いますので、副議長と交代します。しばらく休憩します。

午前10時13分 休憩

午前10時14分 再開

○副議長（平田 広君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議長、近 良平さんの一般質問終了まで議長の職務行います。

1番、近 良平さん。

○1番（近 良平君） おはようございます。

まず、1つ目。小規模多機能自治で2025年問題に備えるべきではないでしょうか。

2025年には、1950年生まれの人たちが75歳を迎え、後期高齢者になります。団塊の世代が後期高

齢者になるわけです。介護に限らず、さまざまな高齢者用サービスが必要になります。必要なサービスは、関川村でも各集落や郷単位で違ってきます。それらのサービスを役場が一元的に担うのは大変な知恵と労力を必要とします。

最近、島根県の雲南市を中心として、小規模多機能自治という取り組みを始めています。旧村単位や旧小学校区単位で地域づくり協議会を立ち上げ、地域の課題を探し自ら解決していくという取り組みです。雲南市の市民は、各協議会が競い合って地域づくりに取り組んでいます。我が関川村には、各郷にコミュニティ組織が結成されています。コミュニティーはそのまま地域づくり協議会になります。全国的にも関川村は高齢化が著しい村です。

早急に小規模多機能自治に取り組む必要があると考えます。そのために、小規模多機能自治ネットワークに加盟し、職員を派遣または講師を招くなどの取り組みを進めるべきと考えます。村上市は既に加盟しましたので、足並みをそろえて推進すべきです。小規模多機能自治に対する村長の考えとネットワークに加盟するかしないかをお聞きします。

2つ目、ホームページ改良の現状と見通しはどうなっていますか。

12月定例会の一般質問では、年度内に完成させたいとしていましたが、どの程度でき上りましたか。出来高で何%ぐらいか、いつから公開できるのかお聞かせください。また、経費はどのぐらいか、おおよそで結構ですでお聞かせください。

以上でございます。

○副議長（平田 広君） 村長。

○村長（平田大六君） おはようございます。

ただいま、近 良平議員からご質問いただきましたことにつきまして、2つのご質問にお答えいたします。

まず、小規模多機能自治ネットワークへの加盟についてであります。そのことにつきましては、地域の皆さん方と相談しながら取り組みを進めていきたいと考えております。

昨年の国勢調査の人口では、関川村は5,835人となりました。人口ビジョンでお示ししておりますとおり、今後も人口減少は続くものと大変憂慮しているところであります。

人口減少問題は、ご指摘のとおり、減少に歯どめをかけることと、人口が減少しても村づくりを継続していける体制にすること、これらが重要であると考えております。

小規模多機能自治ネットワークは、議員がご指摘のように島根県雲南市などが発起人となって、小学校区程度を単位といたしまして地域づくりを進める住民組織の連絡会議でありまして、昨年2月に発足したものと承っております。

関川村には9つのコミュニティ組織があります。地域の皆さんのご努力もあって多様な取り組みを行っております。このコミュニティ組織で小規模多機能自治、地域づくり協議会の活動をという

ご提案であります、9つのコミュニティ組織の活動範囲を見ますと、旧小学校区域と同じになっているもの、あるいは複数の旧小学校区域とつながっているもの、またあるいは1つの集落でコミュニティを構成しているものなど、それぞれであります。地域住民の密着度にも違いがありますことから、地域の課題を探して自ら解決していくという地域づくり協議会の活動を同時期一斉に始めるということは、少し難しい面があるのではないかと感じております。

しかしながら、これからの人口構成や財政事情を考えますと、ご提案のようにそれぞれの地域の課題は自ら解決するという考え方は大変重要でありまして、先ほども申し上げましたように、まずは情報収集に努めまして、各コミュニティ組織とも相談しながらその取り組みを進めたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、2つ目のご質問。村のホームページの改良の現状と見直しについてのご質問であります。

議員ご指摘のように、12月の議会でホームページについてのご質問をいただき、その現状とリニューアルを年度内に完了するよう業務委託をして、今進めているところでありまして、そのようなご説明をいたしましたものであります。

ホームページの改修は新潟市にあります株式会社エヌ・シー・エスという会社に3月25日の期限で委託をしております。現在、委託した会社で最終の校正作業を進めているところであります。この作業が終了次第、村の職員が最終確認、点検を行いまして、3月22日から25日の間に公開を予定いたしております。

以上でございます。

○副議長（平田 広君） 総務課長。

○総務課長（伊藤保史君） 近議員の質問の中に、経費についてございました。経費については、契約、108万円でございます。以上です。

○副議長（平田 広君） 近 良平さん。

○1番（近 良平君） 1点目ですが、地域と相談するということなんですが、どの点を相談するんですか。ネットワークに加入するかしないかを相談するのか、それとも自治に取り組むかどうかを相談するのか。もっともね、ちょっと待ってください。この雲南市で実現したのは、もともと雲南市も6町村ぐらいが合併した市なんですね。そのときに、加茂町というところの町長が市長になるわけですが、その町長が、これからはこれをやらなきゃだめなんだということで、自分であちこち訴えながらやっとなんてつくったものなんですよ。最初から協議とかしなくて、結構やっぱりうちみたいなコミュニティの組織があったところもあったんですね。ところが、やっぱりうちと現状は同じだったんです。コミュニティ組織があるところは、例えば今みたいに運動会をやったり文化祭をやったり、そういう文化的なものに特化していた。それをじゃあ、自分たちの課題解決まで持っていくにはどうするかというのが大変だったらいいです。

それで、やっぱり村長が、雲南省の市長になった人が、これからのコミュニティーは自分で自分たちの地域をつくるんだと。それをあちこち歩きながら訴えていった。それで、ちょっとずつできていったんです。一斉に用意ドンでつくったわけでもないですし、地域の合意が最初からあったわけでもないんです。それで、その結果できていったのが今、雲南省では30のコミュニティーがありまして、協議会があって、それもいろいろな格好をしています。もともとの加茂町は旧町村全体でかい協議会になっていますし、ほかは集落単位のものもあるんです。ですから、さっき「コミュニティーとは一致しないので難しい」というのはそうではなくて、コミュニティーはとりあえずそのコミュニティーのままでいいんです。それで、その中で会議なりワークショップなりやっていくことによってそれぞれの課題を探していく。例えば、九ヶ谷であれば、集落も離れたりいろいろあります。ですから、それはその中でやればいいですよ。九ヶ谷郷、スクラム九ヶ谷の中で、各地域の課題をそれぞれ探して行って一緒にやっていくという。別に、みんなしてヨーイドンで始める必要はない。これはヨーイドンでやるとすると絶対できません。まず、やれるところからやる。

それで、うちのコミュニティーの現状を見てみれば、私は下関、上関のコミュニティーはかなり近い格好をしていると思います。それで、一番やっぱり遠いのが霧出、川北。何でかというのと、さっき言ったように文化に特化して始まったものですから、これが地域づくりと関係があるということなかなか意識できないんですね。でも、それぞれの中で、例えば学校もなくなって行って、空き家も増えていく。それで、高齢化も進んでいく。買い物に行くこともできないようになってくる。それで、さっき言った高齢化することによって課題が違っていくというのはそういうことなんですよ。買い物難民になっていく場所もあれば、下関あたりはそうでもないわけですね。中心部ですから買い物に行くのも歩いていける。ですから、それぞれ違うわけなんですよ。全部一律に買い物対策する必要はないんですね。それがまず、誰が決めるかというのと、地域の人なんです。自分たちで考えていく。そのためのワークショップを何回も何回も開いて、それで合意していく。

きのう、村づくり協力隊や地域づくり協力隊とか、PDCAといろいろ話がありました。私は、今それを何のためと、こういうのがあって、これは今一番地域づくりについて私は進んでいると思っています。人と組織と地球のための国際研究所というところでやっているんですが、受け入れる場所がなければ地域づくり協力隊も難しいですね。それをこういう協議会なりコミュニティーで受け入れようと。それで、何のために来てくれるかというのと、その地域の課題解決のためにお願いするわけですね。「とにかく皆さん来てください、関川村で何かやってよ」じゃあ、絶対無理ですね。そうじゃなくて、うちにはこういう課題があるのでこれを解決できる人たちはいないかというふうにして募集しないと、来た人も、一体何を求めてやればいいのかわからない。ですから、そういうまず地域の課題を拾い上げること、これをやっていかなければならない。

もともとは総合計画もそういうものだと思います。関川村全体の課題をどうやって捉えていくか

というのが総合計画の一番大事なところだと思うんですが、残念ながら私が見ている限り、今までの総合計画、6回目になりますか、そういう形にはできていないですね。それで、そのためにはどんなふうにしていくかということも書いてあります。きのうPDCAの話がありました。これはもう、PDCAは古いと言っています。PDCAでなくて、その前に調べるんだと。リサーチ、そして計画する。その計画したものは、テスト、試すんですね。一回、実際に実施する前に試してみる、試行してみるということです。それから、もう一回計画し直したり、実行したりする。そして検証して、次はアクションじゃなくてフィードバック、共有する。つまり、自分たちが持った情報をほかのコミュニティーにも伝えるということですね。ほかの自治体にも伝える。そして、お互いにまた情報交換しながら次のプランに生かしていく。これを繰り返す。調べて、試して、計画して、実施して、検証して、共有していくという。今、この6つのサイクルでないとできないと。PDCAでは無理だと言っています。

ですから、こういうことも取り入れながらやっていくためにも、ぜひこのネットワーク協議会、参加して、実際にはもう、秋にはこの大会を村上市で開きます。雲南市から講師で来てもらって、新潟県の主催でやります。ぜひ、そこにも大量の参加をお願いしたい。

じゃあ、どうやってこれを進めていくか。私はまず、職員研修をやっていますね、毎月。職員の皆さんにまず、そのお話を聞いてもらいたい。村上市にもちゃんとそれを伝えられる人材がいますので、ぜひ職員研修の中に取り入れてください。それから、今度はコミュニティー研修会なり地域の区長さんとコミュニティーの会長さんに集まってもらって、同じ研修を開く。そして、進めていく。それでやる気のあるところ、手の挙げられたところから押していく。

それと、今、関川村で何年も前からやっているキラリの700万円。そういうものも組み合わせればかなりのことができるんじゃないでしょうか。各コミュニティーで課題を見つけて、その課題のためにどうするかを考える。そのためにはどんなお金が必要か出てきますね。そこで、じゃあ村の協力はどうなのかということの中からその700万円の使い道を探していくというのは、かなりの成果を上げることができるんじゃないかと思うんです。

ということで、再質問は、検討はどこなのか。参加するか、参加しないのかの検討なのか、それとも参加した上で地域と相談していくのか。その点と、職員研修に対して、そういう研修を計画する気はあるかどうかをお聞きします。お願いします。

○副議長（平田 広君） 村長。

○村長（平田大六君） 検討と申しますのは、入るということの一つの前提として検討していくということでもあります。

また、ただ今ご指摘のように、職員研修、それも重要であると考えております。いろいろと示唆に富んだご意見をいただきまして、ありがとうございました。

コミュニティーというのは、私どもの村でももう30数年のキャリアがあります。先ほど一斉にやるのは難しいと私が申しましたのは、それぞれのコミュニティー、今9つのコミュニティー、非常に特徴的な活動をいたしておりますので、声をかけてもどのような反応で積極的になるか、あるいは検討するかというようにいろいろの地域によって差があるのでないかというようなことを考えての上でお答えしたものであります。

また、今村上市で合併後、最近の動きを見ていますと、議員がご承知のように地域協議会、それがかなり活発になってきております。特に市を除いた郡部、昔の町村単位の地域協議会、大変活発になってきておりまして、その動きも私は注目いたしております。

また、2003年に合併を私どもはいたしませんでしたけれども、その前には関川村も合併しなければならぬというような話の中で、私も最初にその協議に加わったことがあります。このときに、村上市、岩船郡、全部を合わせますと集落の数が350前後になる。それだけの大きな集落を1つの市でまとまていくのはなかなか容易でないだろうと。そうすると、各地域のコミュニティーというような単位で、それがかつての集落のような、そういう力になってくるのでないかと考えた時代がありました。そのときに、私どもは9つのコミュニティーがありますので、村上市と合併した場合に、それを活用していけばかなりリーダーシップ的な行動ができるんでないかと考えたこともありまして、それ以来、9つのコミュニティーは大変重要なものであると考え続けてきておりましたので、今の議員のお考えを積極的に進めていきたい考えであります。以上です。

○副議長（平田 広君） 近 良平さん。

○1番（近 良平君） 合併するしないにかかわらず、こういう小さいコミュニティーの重要性は本当に増していくと思うんです。ですから、やっぱり今、推進していくというお考えらしいので、もうそれはいいですが、とりあえず誰か、雲南市に派遣してみませんか。最後にそれだけ聞きたいです。

○副議長（平田 広君） 村長。

○村長（平田大六君） そのことにつきましては、部内で検討させていただきます。

○副議長（平田 広君） 近 良平さん。

○1番（近 良平君） 終わります。

○副議長（平田 広君） 議長、近 良平さんの一般質問が終わりました。議長、近 良平さんと交代します。しばらく休憩します。

午前10時34分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これで一般質問を終わります。

日程第2、議案第 1号 平成27年度関川村一般会計補正予算（第7号）

日程第3、議案第 2号 平成27年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

日程第4、議案第 3号 平成27年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第1号）

日程第5、議案第 4号 平成27年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第6、議案第 5号 平成27年度関川村宅地等造成特別会計補正予算（第1号）

○議長（近 良平君） 日程第2、議案第1号 平成27年度関川村一般会計補正予算（第7号）から日程第6、議案第5号 平成27年度関川村宅地等造成特別会計補正予算（第1号）まで、以上5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第1号から議案第5号までの5議案について提案の理由をご説明いたします。いずれも平成27年度の各会計の補正予算でありまして、決算を見通した内容で編成してあります。

詳細は、それぞれ所管の総務課長、住民福祉課長、建設環境課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（伊藤保史君） それでは、議案第1号 平成27年度関川村一般会計補正予算（第7号）の説明をさせていただきたいと思っております。

歳入歳出からそれぞれ2,350万円を減額して、50億1,300万円とする予算でございます。

歳出のほうから説明させていただきたいと思っております。

事項別明細の17ページをお開きいただきたいと思います。

給与関係につきましては、一番最後に給与費明細書というものが載っておりますので、それによって説明させていただきますので、給与関係費につきましては省略させていただきます。

まず、17ページ、一番下の委託料の関係でございます。7番の地方公共団体情報セキュリティ強化対策委託料でございますが、これにつきましてはマイナンバー制度ができて、その情報管理を厳重にしろという国の指導がございます。それによりまして、現在の関川村に置いてありますコンピューターにつきまして、インターネットとの接続を断つようにいたします。そして、インターネットとつながっている部門と、それから全くつながっていない部門。そのつながっていない部門でもマイナンバーカード部門についてはさらにセキュリティを高め、3つの部門系に分かれることとなります。これによりまして、外部からの侵入等、それらを防ぐということで、マイナンバーカードの情報機密性を高めていくというための経費でございます。国の補助金を半分いただいてやるものでございます。

それから、5番の個人カード関連事務委託料につきましては、マイナンバーカードのカード、今は番号通知で、ただ紙のものでもらっているんですけども、申請によりまして、前の住基カードみたいなプラスチック製で写真等がありますカードにできます。その発行事務をJ-LISという地方公共団体情報システム機構に事務を委託するものでございます。

次の広報無線関係、それから地域振興費関係は、精算または若干の修繕が必要というものでございます。

19ページにつきましても、特にご説明申し上げることはございません。

20ページの一番下につきましては、選挙制度の改革と申しますか、改正。18歳未満の人が選挙権を有するようになりますので、その選挙名簿の関係で電算を直すものでございます。

それから、21ページにつきましては、特に精算関係でございますので、ご説明はございません。

22ページにつきましても、同様でございます。

23ページにつきましても、特にご説明申し上げるものはございません。

24ページ、工事請負費でございますが、大島保育園のトイレを改修するものでございます。男子の職員トイレ等を設置するものでございます。

それから、24ページ、繰出金でございますけれども、これは診療所を設けていることによりまして、交付税にその設けている箇所につきましては、1カ所につき幾らという交付税算入がございます。その交付税算入を国保会計を通じて診療所会計に繰り出すものでございます。

それから、25ページにつきましては、特に精算でございまして、申し述べることはございません。

26ページでございますが、時間外勤務手当、給与費は詳細、後で説明するというんですが、この時間外手当は遊休農地の調査のための職員等の時間外勤務手当でございます。非常に事務が混雑しておるということで、この部分につきましてはお願いしとうございます。

それから、26ページですが、あいさい市の冷蔵庫、冷蔵機能付きの食品棚ですか。失礼しました。食品棚が更新の必要がございます、そのための予算でございます。

それから、27ページでございますが、7番の新潟県農林水産業総合振興事業補助金でございますが、これは1個人、1法人のコンバイン、それから育苗ハウス等の整備に対する補助金でございます。

それから、水田営農振興費は、これは転作補助金でございます。精算でございますけれども、飼料用作物等の転作等、当初見込みよりも増加ということでお願いするものでございます。

それから、7の農業農村整備事業費でございます。その中の県営事業負担金。その他のものはみんな精算なんでございますが、県営事業負担金、これは一番最後の一番大きな1,920万円、これは女川圃場整備に伴う実施設計書の作成などの経費でございます。これは繰り越して行うものでございます。

林業費につきましては、これは組み替えで、林業費の19節は組み替えでございます。

観光振興費、29ページでございますが、負担金補助及び交付金、スキー場少雪対策支援補助金でございますが、これはスキー場が当面のつなぎ資金として借りました借入金に対する保証料の補填、それから利息の補填、それから自らちょっと内部を直しましたそれらの修繕料分の補助ということ、で500万円でございます。なお、一般質問の中にも出ておりましたように、県のほうからは観光協会を通しまして200万円の補助が出ております。

それから、観光施設の備品購入費はゆ〜むの洗濯機が壊れたための更新でございます。

30ページでございますが、30ページにつきましては道路除雪対策費の精算を見越した補正でございます。

それから、道路新設改良費につきましては、精算でございます。

住宅費でございますけれども、住宅費につきましても一部の修繕料を除きましては精算でございます。

それから、教育委員会費教育費でございますけれども、31ページ、32ページとも、これは精算でございます。

33ページ、金額は大きくなっておりますが、工事費につきましても関川中学校のグラウンド整備に伴う精算でございます。

34ページ、保健体育施設費の修繕料でございますが、アリーナの排煙オペレーターが動かなくなりまして、その修理でございます。

それから最後、公債費でございますが、借りかえによるものでございます。

次に、36ページ、給与費の明細書をご説明申し上げます。

特別職でございますが、共済費につきましては、今までの方法と違いまして標準報酬方式ということでの算出になるため、減額になるものでございます。その他につきましては、人事院勧告で、特別職につきましては0.05カ月増加を見込んでの給与費の算定にしております。

一般職につきましてでございます。37ページから38ページまででございますが、給与費の改定が0.4%での改定率でございます。それから、期末勤勉手当につきましては、0.1カ月分の改定によるものでございます。その他の増減で減額になっておりますが、その大きなものは育児休業等によるものでございます。その増減の内訳につきましては、38ページに記載してございます。

それから、歳入のほうをお願いいたします。

9ページ、普通地方交付税は決定額で計上しておりますが、特別地方交付税はまだ最終決定が来ておりませんので、まだ補正の余地が残ります。

負担金につきましては、精算でございます。特に保育園の運営費負担金が減っているのは、制度改正に、27年4月からいろいろな軽減負担をやっております。その結果でございます。

それから、使用料及び手数料関係は、決算を見込んでの補正でございます。

11ページにつきましては、総務費の国庫補助金は主に、先ほど私、歳出のほうで説明しましたセキュリティの問題と、それから選挙制度の改正等によるものでございます。

民生費の国庫補助金につきましては、精算でございます。

道路橋梁費関係につきましても、精算でございます。

12ページにつきましても、決算を見込んでのものでございます。

13ページも同様でございます。

財政基金の繰入金につきましては、財政調整基金につきましては、全額の繰り入れを取りやめます。それから、商工観光振興対策基金につきましても、財政上、スキー場の改修と翌年度のことも考えまして繰り入れをやめてございます。前年度の繰越金につきましては、これで全部でございます。

受託事業費につきましては、精算でございます。

宝くじ等の交付金については、決定により補正するものでございます。ほかにつきましては、精算でございます。

地方債につきましても、事業確定を見込みまして、精算または見込めるものは起債を起こすというところで計上しております。

続きまして、7ページを見ていただきたいと思います。

繰越明許、次年度に予算を送るものでございますが、情報システム管理費、これは先ほど言いました村のコンピューターにつきまして情報系、基幹系、それからインターネットとの断絶等のものでございます。

情報通信事業費160万円は、290号線と113号線の今接続と申しますか、大島地内でその工事をやっておるわけなんです、その区域におきます光ファイバーの送線と申しますかそれがあるわけなんです、その改修も行わなければならないので、工事に伴いましてその部分が残ります。

それから、農林水産業施設管理費の300万円でございますが、これはあいさい市の冷蔵庫つき商品棚のものでございます。

それから、県営土地改良事業負担金のものでございますが、女川地区の圃場整備の実施設計のものでございます。

地方債補正につきましては、所要の補正をしておりますが、新規追加としまして女川の圃場整備の実施設計分の部分につきましては、公共事業債が見込まれますのでこれを追加させていただきました。

あとは、事業によります補正と、事業が見込めましたので廃止等で精算してございます。

以上です。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中東正子君） それでは、議案第2号 平成27年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,040万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,010万円とするものでございます。

最初に、歳出のほうから説明させていただきます。208ページをごらんください。

2款1項5目審査支払手数料、診療報酬審査支払手数料精査による21万1,000円の減額でございます。

9款1項1目給付準備基金積立金、実績見込みによる1万1,000円の増額でございます。

次のページをお願いいたします。

11款2項1目直営診療施設勘定繰出金、一般会計から国保会計を経由するものです。普通交付税算入分690万円と診療所の玄関、トイレ改修の起債の償還7割分、370万円、合わせまして1,060万円を増額補正とするものでございます。

次に、歳入でございます。206ページをごらんください。

2款1項1目特定健診一部負担金精査による21万1,000円の減額。

9款1項1目利子及び配当金、給付準備基金積立金利子、実績見込みによる1万1,000円の増額でございます。

次のページをごらんください。

10款3項1目直営診療施設勘定繰入金、歳出でも説明させていただきましたが、一般会計から国保会計を経由するものでございます。普通交付税と診療所改修の起債償還の分、合わせまして1,060万円を増額繰り入れするものでございます。

以上で、関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

○議長（近 良平君） 続けて。

○住民福祉課長（中東正子君） 続きまして、議案第3号 平成27年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第1号）を説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,240万円とするものでございます。

最初に、歳出のほうから説明させていただきます。306ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費、職員の異動による調整100万円の減額補正とするものでございます。

次に、歳入でございます。前のページ、304ページをごらんください。

1款1項1目診療収入診療報酬収入、実績に基づく446万3,000円の減額でございます。

4款1項1目基金繰入金、そして次のページにございますが、2項事業勘定繰入金、3項一般会計繰入金がございますが、最初に次のページの2項事業勘定繰入金から説明させていただきます。

一般会計から国保会計を經由して繰り入れするもので、国保会計でも説明させていただきました普通交付税と改修費用の償還分の増額繰り入れとするものです。そのために、前のページの1項の基金繰入金343万7,000円を減額し、3項の一般会計繰入金370万円を減額とするものでございます。

以上で、関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第4号 平成27年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ40万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,521万円とするものでございます。

最初に、歳出のほうから説明させていただきます。407ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費13節委託料制度改正システム改修委託料8万6,000円の減額、内容精査によるものでございます。

25節積立金、準備基金の運用利子積立金1万7,000円の増額でございます。

3項1目認定審査会共同設置負担金19節負担金補助及び交付金、認定審査会の共同設置負担金31万5,000円の減額でございます。

次のページ、5款3項1目その他事業費13節委託料、生活管理短期宿泊事業委託料22万9,000円の増額でございますが、どうしても一時的に宿泊をせざるを得ないというか、虐待等のことがございまして宿泊利用を必要とした人がいまして、それによりまして増額させていただきました。あと、軽度生活支援事業委託料29万5,000円の減額でございます。ちょっと初めての事業でございますが、利用者がなかったということで減額させていただきました。

20節扶助費、社会福祉法人軽減事業5万円は、利用者増による増額補正でございます。

次に、歳入でございます。前のページ、404ページをごらんください。

3款2項4目介護保険事業国庫補助金、制度改正のシステム改修をさせていただきましたが、国が補助対象範囲を拡大したために30万4,000円の増額補正をするものです。

5款2項3目介護保険事業費補助金、県の補助金ですが、社会福祉法人の軽減に対する補助金で3万8,000円の増額です。利用者増に伴う増額補正でございます。

次のページ、お願いします。405ページ。

6款1項1目利子及び配当金、基金運用利子1万7,000円、見込みによる増額補正でございます。

7款1項2目その他繰入金、一般会計繰入金ですが、歳出でのシステム改修の支出減8万6,000円、審査会負担金減31万5,000円、歳入での補助対象拡大による30万4,000円増となりましたので、その合計70万5,000円を減額補正とするものでございます。

5目の地域包括支援センター事務費繰入金、歳出減額に伴う15万7,000円の減額補正でございます。

次の406ページ。

9款2項4目3節生活管理指導短期宿泊利用料10万3,000円は、先ほど、やまゆり荘に入居した方の利用者負担分の増額補正でございます。

以上で、関川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

○議長（近 良平君） 次、お願いします。

○建設環境課長（高橋賢吉君） 平成27年度関川村宅地等造成特別会計補正予算（第1号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ10万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ210万円とするものでございます。

初めに、歳出でございます。706ページをお願いいたします。

1款の総務費1目一般管理費の施設維持管理委託料の不用残で5万円の減額でございます。

2款公債費2目利子の地方債償還金の不用残で5万円の減額でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。前のページ、704ページをごらんください。

1款財産収入2目土地売り払い収入の下関地区宅地分譲の収入で127万5,000円の増額については、分譲地、最後の1区画の売却収入でございます。

2款の繰入金1目一般会計繰入金で143万2,000円の皆減でございます。宅地分譲収入があったため一般会計からの繰入金を皆減したものでございます。

3款繰越金でございますが、5万7,000円の増額につきましては、昨年度の繰越金の額の確定によるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。11時20分まで。

午前11時05分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより質疑を行います。初めに、議案第1号の質疑を許します。質疑ありませんか。10番、平田さん。

○10番（平田 広君） 確認の意味で2点ほどお願いします。

26ページのあいさい市の冷蔵機能つき食品棚購入ですか。これは壊れたから入れかえるのじゃなくて、何かさっき耐用年数かなんかで期限来ればとりかえなければならぬ話で受け取ったんだけど、そうじゃなくてあれですか。そういうことなんですか。壊れたから取りかえるというわけ

じゃなくて。

○議長（近 良平君） 農林課長。

○農林観光課長（伊藤 隆君） そのとおりで、壊れたから取りかえるということでございます。

○10番（平田 広君） 27ページ、上のほうの新潟県農林水産業総合振興事業補助金1,312万5,000円、収入にも同じ額が上っていますけれども、育苗ハウス、ちょっと聞き逃したので確認なんですけれども、育苗ハウスということですが、事業主体はJAなんですか。JAで、入れかえになるのか、あるいは新設でつけるのか。その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（近 良平君） 農林観光課長。

○農林観光課長（伊藤 隆君） 1法人1個人というようなことでございまして、法人のほうにつきましては規模拡大に伴うコンバインの購入と育苗ハウスの導入ということになってございます。個人のほうはリース事業でございまして、これも規模拡大に伴うコンバインの導入と自動計量器の導入というふうになってございます。以上でございます。（「事業主体」の声あり）

○議長（近 良平君） 主体はどこですか。

○農林観光課長（伊藤 隆君） 事業主体につきましては、1法人は上関ふぁーむになります。個人のほうは、事業主体はクボタクレジットを経由しまして、借り受け者は照井次夫さんになってございます。以上です。

○議長（近 良平君） 2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 今の平田議員の質問の関係に似ているんですけども、今ほど1個人のほうでコンバイン、自動計量器、照井氏ということでございましたけれども、通常の県単事業でありますと複数の形態で事業主体にならないと事業はできないというふうに認識しておりましたけれども、そのリース事業の場合は、それでは一個人でも対象になるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（近 良平君） 農林課長。

○農林観光課長（伊藤 隆君） この事業は5次要望という県単事業なんでございますけれども、リースにつきましては仰せのとおりでございまして、規模拡大に伴う支援というような事業内容になってございます。以上です。

○議長（近 良平君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 6款3目観光振興費のスキー場少雪対策支援補助の500万円、それから先ほど総務課長のほうからの説明で、県から商工会を通して200万円という話でした。それから、スキー場の少雪対策補助の中の説明をもう一回お願いしたいと思いますし、それと県からの補助を合せて500万円なのかどうか。その辺ちょっとお願いします。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（伊藤保史君） 県からの補助は別でございまして、商工会ではなくて観光協会を通しての200万円の補助でございます。

スキー場の少雪対策につきましては、村としては保証料、スキー場が運営資金のために借りるための保証料、利息、スキー場の内部の修繕等にありますが修繕料のために対しても補助という形で考えております。以上です。

○議長（近 良平君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 28年は、前年度の予算で700万円補助を貸し付けという形でやっていますし、今回まず補助という形なんですけれども、この辺ちょっと入れかわった理由を教えてください。

○議長（近 良平君） 副村長。

○副村長（佐藤忠良君） 村長からも説明が、きのうあった部分もあるんですけども、6万人を超える6万人くらいの入り込みで何とか支援をしなくとも運営できるのではないかとということで、去年は補助をやめまして、年度内に貸し付けて年度内に返してもらおうと。貸し付けは、最初、シーズン前の運転資金が非常に苦しいということもありまして、その貸し付けをして、年度内に返してもらおうということでもあります。それ以前は、やはり500万円を補助して、返してはもらわないでやりっ放しであったんですが、経営がそれなりに安定してきているという判断で、向こうのほうとの話し合いで補助はやめて貸し付けにしますと。したがって、村の財源は要らなくなったわけですが、今回はかなりの赤字になるというお話を承っております。そういうことで、県でも関川村観光協会を通じて200万円の支援をすると。県が支援するのに村が支援しないわけにもいきませんし、それともう一つは県の制度の融資を受けたわけでありまして。会社側からは3,000万円を借りたということでもあります。普通だと借りられないのでありますけれども、県は融資制度と助成制度、二本立てで支援をするということで、全体的にそういう対応をとりました。

それで、その借り入れたものに対して信用保証協会への保証料、これを負担しなければならない。それから、利子補給。大体見積もりしますと両方で300万円くらいのものが必要になってまいります。それから、村が外装、去年屋根と壁を直していましたので、それにつら合うようにということで、それならスキー場も順調に運営できるだろうからということで内装をやりました。ごらんのとおりでございますが、シートを張ってしたものであります。そもそも施設は村のものでありますから、本来は村でやらなければならないものであります。向こうのほうで好意的に自分たちでも外と同じようにきれいにしていきたいということで、それによる誘客対策であるということでもありますが、極めて大きな赤字、補助してもなお赤字がかなり残ります。

そういうことでありますので、本来村でやるべきものは村が負担すべきではないかということでの積み上げが500万円ということでもありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第1号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号の質疑を許します。質疑ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第2号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第2号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号の質疑を許します。質疑ありませんか。2番、伊藤さん。

○2番(伊藤敏哉君) 304ページの一番上の診療収入でございますが、減額で446万3,000円でございます。それでお聞きしたいのは、今わかる範囲で結構ですので、近年の診療報酬収入の傾向と

ますか、伸びているのか、あるいは漸減傾向なのか。そのあたりを担当課長さんが認識している範囲で結構ですのでお教えてください。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中東正子君） ちょっと今、資料を持っておりませんので。

○議長（近 良平君） ないから、大体どんなくらいかわかると思うので。

○住民福祉課長（中東正子君） 減っているのは間違いございませんが、ちょっと今数字的に申し上げられないんですけれども。

○議長（近 良平君） ちょっと減っているのか、いっぱい減っているのか。そのくらいは。

○住民福祉課長（中東正子君） 若干ずつ減っております。患者数の減によるものでございます。

○議長（近 良平君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第3号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号の質疑を許します。質疑ありませんか。2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 続きましてお願いします。408ページのその他事業費の委託料。先ほど、課長からご説明がありましたが、細節の5、軽度生活支援事業委託料が予算化したけれども利用がなかったのが減額ですというご説明でしたけれども、概略で結構ですのでこの軽度生活支援事業というのはどのような内容なのかお聞かせください。

○議長（近 良平君） 課長。

○住民福祉課長（中東正子君） わかりました。病院へ入院して退院してくると、自分で何もできな

い方というのがいらっしゃるんですけども、退院時の一時的な生活支援を行おうという事業なんですけれども、介護認定は除くのです。介護認定は除くのですが、65歳以上でひとり暮らしか高齢者世帯の人を対象として支援をしましょうと。ヘルパーさんを使ったときに2,000円であれば200円の負担でいいですよ。というような事業でございます。以上でございます。（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（近 良平君） ほかにありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。
ただいま議題となっております議案第4号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。
したがって、議案第4号については委員会付託を省略します。
これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。
これより議案第4号を採決いたします。
お諮りいたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。
したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第5号の質疑を許します。質疑ありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。
ただいま議題となっております議案第5号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。
したがって、議案第5号については委員会付託を省略します。
これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第6号 関川村職員の降給に関する条例の制定について

日程第8、議案第7号 関川村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について

日程第9、議案第8号 関川村小規模企業の振興に関する基本条例の制定について

○議長(近 良平君) 日程第7、議案第6号 関川村職員の降給に関する条例の制定についてから日程第9、議案第8号 関川村小規模企業の振興に関する基本条例の制定についてまで、以上3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(平田大六君) 議案第6号から議案第8号までは、条例の制定に関する議案について、その提案理由をご説明いたします。

議案第6号と議案第7号につきましては、法令の改正に伴うものでありまして、詳細は総務課長に説明をさせます。

また、第8号 関川村小規模企業の振興に関する基本条例の制定については、施政方針でも述べましたように、商工会からの要請もありましたが、村の経済の振興のためには村内の企業への支援が欠かせないということから、その理念を定めるものであります。詳細は農林観光課長に説明をさせます。

○議長(近 良平君) 総務課長。

○総務課長(伊藤保史君) それでは、議案第6号、関川村職員の降給に関する条例の説明をさせていただきます。

この条例は、降格以上のものにつきましては地方公務員法でその条件を定められておりますが、人事評価制度の導入に伴いまして、降給という場合も生じる場合があります。この降給に対して、地方公務員法第27条第2項及び地方公務員法第28条第3項で降給の場合の事例を定めること、それから手続、効果を条例で定めることが求められております。それによりまして、関川村の条例でそれを定めるための条例でございます。

それで、2条で降給の種類ということで定めてございます。

それから、第3条で降格の事由ということで定めてございますが、事前に第3条の第1項1号ア

のところで差しかえをお願いしております。この差しかえにつきましては、国等につきましては評語付与方式という方式で評価を決定づけるものであります。この評価の決定、結果につきましては、評語付与方式と数値化方式というものがございまして、関川村は数値化方式をとる予定にしております。

それで、その数値に対する評価基準がまだ関川村では人事評価というものをやっておりますので、明確な基準が定められていない状態にあります。県と相談しました結果、後の改正でそれらが決まればまた改正するべきものであって、現在のところは人事評価の結果という形でその評価実績について反映するものがないのではないかという意見に従いまして、今回人事評価の結果、その勤務状況を示す事実に基づき勤務成績がよくないとみとめられる場合というようなことを掲げてございます。

降号の事由もほぼ同じでございます。人事評価の結果によりまして、その定めをするものでございます。

条例の内容につきましては以上でございますが、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

続けて。

○議長（近 良平君） はい、お願いします。

○総務課長（伊藤保史君） 議案第7号でございます。行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定でございます。これは、改正行政不服審査法に基づきまして、その書類の写しの提出を求める場合には手数料を徴収するものであります。そのものの規定をするものでございます。

手数料条例と一緒にしないのは、この行政不服審査法に基づく資料の提出の減免、それから減額、それらにつきましてはこの審査会がするものでありまして、長が行うものではございません。したがって、この条例を定める必要がございます。

手数料の減免につきましては、第4条で規定するものでございます。

それで、別表につきまして、その交付を受ける場合の手数料の額を規定して別表で掲げてございます。

以上です。

○議長（近 良平君） 農林観光課長。

○農林観光課長（伊藤 隆君） 議案第8号、関川村小規模企業の振興に関する基本条例でございます。

小規模企業振興基本法が平成26年6月に公布、施行されております。この基本法の第1条の目的には、小規模企業の振興につきまして基本的な事項を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかに

し、振興に関する施策を推進していくというようになってございます。

村といたしましても、この条例の8条にございますけれども、基本計画を策定し、小規模企業の振興に努めてまいりたい。こんなことから提案させていただいたものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。初めに、議案第6号の質疑を許します。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号の質疑を許します。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第8号の質疑を許します。質疑はありますか。2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 今ほどご説明ありました小規模企業の振興に関する基本条例、……

○議長（近 良平君） 伊藤さん、これ付託。

○2番（伊藤敏哉君） 失礼しました。

○議長（近 良平君） 済みません、これは付託しますので。ほかに。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第6号及び議案第7号は総務厚生常任委員会へ、議案第8号は産業建設常任委員会へ、会議規則第39条第1項の規定により付託します。

日程第10、議案第9号 関川村行政手続条例の一部を改正する条例

日程第11、議案第10号 関川村情報公開条例の一部を改正する条例

日程第12、議案第11号 関川村個人情報保護条例の一部を改正する条例

日程第13、議案第12号 関川村情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部を改正する条例

日程第14、議案第13号 関川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

日程第15、議案第14号 関川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第16、議案第15号 関川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第17、議案第16号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第18、議案第17号 関川村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

日程第19、議案第18号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第20、議案第19号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第21、議案第20号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第22、議案第21号 関川村国民健康保険診療所勤務医師の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第23、議案第22号 関川村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（近 良平君） 日程第10、議案第9号 関川村行政手続条例の一部を改正する条例から日程第23、議案第22号 関川村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例まで、以上14件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第9号から議案第22号までの14議案について、一括して提案の理由をご説明いたします。いずれも条例の改正議案であります。

議案第9号から議案第15号まで及び議案第17号は、法令の改正などに伴うものでありまして、詳細は総務課長に説明をさせます。

議案第16号は議員報酬の改定、議案第18号は常勤特別職の給与の改定であります。平成15年に村は市町村合併に加わらずに自立することを決定して、経費の節減を徹底した際、議員の報酬と常勤特別職の給与なども新潟県内最低の水準に一举に大幅減額いたしました。それから13年経過し、財政的についてもそれなりに安定してまいりましたので、最低水準ではあるものの、少し同規模町村の水準に近づけることにいたしました。額につきましては、2月に関川村特別職報酬等審議会を開催いたしまして諮問し、その答申をいただき、それに基づいて提案するものであります。

第16号につきましては、詳細は総務課長に説明をさせます。

議案第19号から議案第21号までは、一般職員の給与の改定であります。国は人事院の勧告に基づいて改定を行い、また県においても同様であります。よって、村においてもそれに準じて改定するものであります。これも詳細は総務課長に説明をさせます。

議案第22号は、条文の文言の整理であります。詳細は総務課長に説明をさせます。

以上であります。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（伊藤保史君） それでは、議案第9号から説明いたしますので、ごらんいただきたいと思っております。新旧対照表がついております。

行政不服審査法の改正によりまして、異議申し立て、その他不服申し立ても全て審査請求という言葉でとり行うことになりました。したがって、関川村の諸条例につきましても、審査請求、

異議申し立て、その他の不服申し立てを、審査請求の言葉であらわすものでございます。この行政手続条例の一部を改正する条例も、審査請求の言葉でこの3つの概念をくくるものでございます。

情報公開条例の一部を改正する条例、第10条でございます。第16条につきましては、先ほどのおりでございます。また、裁決または決定という言葉につきましても、行政不服審査法では裁決という言葉で効力をあらわすことにしております。それに基づきまして、裁決または決定という言葉、裁決という言葉に改めるものでございます。17条につきましては、先ほど申したとおりでございますし、それ以下につきましても裁決の決定と行政不服申し立てと審査請求にするということで字句を統一するものでございます。

議案第11号でございます。これにつきましても、先ほどの情報公開条例と同じ事由での改正でございます。内容につきましては、全てそのとおりでございますので、新旧対照表をごらんいただければと思います。

議案第12号 関川村情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部を改正する条例につきましても同じでございますが、ただし不服申立人とか、それから不服申立人等という言葉、これらも全て審査請求ということで審査請求人という言葉でかえさせていただくことになっております。議案第12号につきましては、以上のとおりでございます。

次の議案第13号 関川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これにつきましては報告事項の中に、今度人事評価制度が国で定められておりますので、関川村も来年度より人事評価制度を導入してまいりますので、このものによります報告事項等の加える事項にするものでございます。あと、次には、不服申し立ては審査請求に改めるものでございます。

議案第14号 関川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、これは地方公務員法の改正によりまして、項ずれが生じました。したがって、それにあわせて第24条第6項を第24条第5項に直すものでございます。

次に、議案第15号 関川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。この条例につきましては、平成23年に育児休業法の改正によりまして、臨時職員につきましても、非常勤の職員ですが、それにつきましても育児休業がとれる法律が改正されております。関川村で該当することはありませんでしたけれども、今後これが見通せることになりましたので、この条例を改正するものでございます。具体的には、この第2条のところで、1年以上雇用されている非常勤職員、それから1歳に対する日を越えて引き続き在職することが見込まれる非常勤職員、それから1歳から1歳6カ月に達するまでの子を養育している非常勤職員……、失礼しました。ここでは失礼しました。1週間の勤務が3日以上ある121日以上年間勤務する非常勤職員につきましては育児休暇をとることができるという定めとなっております。

そのほか事情によりまして、いろいろな要件があるのですが、ここに書いておりますが、1歳から1歳6カ月に対する……、原則は1歳までなんです、1歳6カ月に達するまでに、例えば見る方がいないとか、保育園に入れなかったとかいろいろ事情がありまして、それらにつきましてはそういうのに該当する非常勤職員については育児休業を特別にとることができるというような規定がここでされております。条例の枠につきましては、そのようなことでございます。

それから、議案第16条でございます。関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。この条例は2条から成っております。

それで、第1条につきましては期末手当を0.05カ月、27年の4月にさかのぼって適用するということでございますし、それから第2条では……、違いましたか。12月1日にさかのぼってです。失礼しました。4月1日と。期末手当につきましては12月1日、今年度中でございますけれども、それにさかのぼって0.05カ月増加させるものでございますし、月額報酬につきましては、議長さんの引き上げ額が1万5,000円、副議長さんが1万6,000円、常任委員長さんと議会運営委員長さんが1万5,000円、議員の皆様が1万2,000円ということで、おおむね6%から9%での改定率で引き上げを図るものでございます。引き上げの施行は4月からになります。

それから、議案第17号でございますが、これは特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例でございますが、地方自治法の一部改正で、これは24年9月に改正されたのですけれども、大変申しわけなく今回の改正になります。政務調査費というものを政務活動費に改正するものでございます。

次に、議案第18号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。この条例も2条から成っております。第1条につきましては、期末手当を0.05カ月、12月にさかのぼって増額するものでありますし、第2条では村長につきましては2万円、助役につきましては2万円、教育長につきましては1万5,000円引き上げるものでございます。おおむね3%から4%の引き上げ率でございます。

各市町村長等の給与月額及び議員等の月額給与につきましては、参考資料として皆様のお手元にご覧いただけますが、よろしくお願いたします。

なお、長の月額報酬につきましても、28年4月1日から引き上げるものでございます。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。議案第19号でございます。この条例も2条から成っております。第1条では、勤勉手当を0.1カ月ふやすものでありますし、給与表の平均改定率を0.4%引き上げるものでございます。これは平成27年4月1日にさかのぼって行うものでございます。それから、第2条でございますが、給与表の改定でございます。他の市町村等の情勢を鑑みまして、給与表を5級より6級にするものでございます。6級の改正後の職務基準となる職務については、新旧対照表のとおりでございます。この第2条の部分については、28年4月1日から施行するものでございます。

議案第20号でございます。関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。これにつきましては、人事院勧告に基づきまして職員と同じように技能労務職員の改正を行うものでございます。これは27年4月1日から適用するものでございます。

議案第22号 関川村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは、地方公務員法の改正による項ずれを直すものでございます。

以上です。（「診療所の勤務医師の……」の声あり）大変失礼しました。

議案第21号を落としておりました。大変失礼いたしました。診療所の勤務医師の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。この条例につきましても、人事院勧告に基づきまして給与を改正するものでございます。適用月日は平成27年4月1日からの適用となります。

以上です。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。13時まで。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより質疑を行います。初めに、議案第9号 関川村行政手続条例の一部を改正する条例の質疑を許します。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第9号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第9号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 関川村情報公開条例の一部を改正する条例の質疑を許します。質疑ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第10号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第10号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 関川村個人情報保護条例の一部を改正する条例の質疑を許します。質疑ありませんか。10番、平田さん。

○10番(平田 広君) 文言の関係で「裁決」がありますけれども、それでこの前の「採決」が、ちょっと字が違うんですけれどもいいのかな。この中で、改正の条文を裁決と、裁判の「裁」ですけれども、この前の条例を見ると採択の「採」なんですけれども、同じような内容だけれども、採択の採とどっちがあれなんだか。(「裁判の裁」の声あり) そうそう、裁判の「裁」と採択の「採」と。(「どっちが正しいんですか。こっちは賛成、反対だもんね」の声あり) いいのであればいいんですけど。(「裁判の裁だろうね、恐らく」「18条の(1)」「改正前はちゃんとした「裁」だよ。打ち間違えだな、これ」の声あり)

○議長(近 良平君) 総務課長。

○総務課長(伊藤保史君) 済みません。確認させていただいて、ちょっと時間をいただけますでしょうか。わかりますか。(「今、書いてある裁決及び決定の裁決なので、字の間違い。採択の採決じゃなくて」の声あり) 第10号が間違い。(「第10号の文字が間違い」の声あり) 第10号の個人情報公開条例の「採」が間違えなのね。わかりました。(「裁判の裁です」の声あり)

大変失礼しました。第10号の……、（「情報公開条例」の声あり）情報公開条例。情報公開条例の第2号。第2号でなくて、16条全部かな。情報公開条例の裁決の「裁」。この「採」は使わないでしょう、普通。これは、裁判の「裁」だね。

大変失礼いたしました。情報公開条例全部にわたりまして、改正後の裁決が裁判の「裁」でなく、採択の「採」という字を使っています。正確には、裁決の「裁」を使うべきでありました。大変申しわけありませんでした。失礼いたしました。裁判の「裁」に直していただきたいと思います。失礼いたしました。ありがとうございました。

○議長（近 良平君） 手前のほうが直さないといけないということだね。かなり厳しい話だね。誤植ですから、そのまま直しますよ。（「はい、申しわけありません」の声あり）直しておいてください。どこまで行ったか忘れまして。

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第11号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 関川村情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部を改正する条例の質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第12号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第12号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 関川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の質疑を許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第13号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第13号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 関川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の質疑を許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第14号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第14号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 関川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の質疑を許します。質疑ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第15号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第15号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の質疑を許します。質疑ありませんか。2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 改正前、改正後の関係で、第1条のところでは、第5条第2項の2行目の後ろのほうに100分の167.5を乗じてとなっておりまして、ここで5.0ふえております。そして、第2条では第5条の2項において、2行目で改正前が147.5、改正後が150で、ここでプラス2.5になっておりますし、2行目の後ろのほうですね。改正前が167.5で改正後が165ということで、こちらで2.5のマイナスになっております。それで、この手続上、こういう段階を踏んで処理が必要なんだと思いますけれども、こういうふうに進めるといいますか改正する趣旨といえますか、理由をお聞かせ願いたいのが1点目。

それから、今回のこの議員報酬は我々に直結することですので、住民の方から聞かれることもあると思うのでお聞きするんですけども、この審議委員会で審議されたということですけども、この職員の方、それから特別職の方にあわせての改正なのか。先ほど村長さんから説明があったかと思うんですけども、ちょっと聞き逃した点もあるので、どういうタイミングでのこの議員報酬のアップなのかということと、今前段申し上げたパーセントの段階を踏んでの変更の本当に概略で結構ですので、こういう理由でということをお聞かせ願えればありがたいですが。お願いします。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（伊藤保史君） まず、1点目でございますが、0.05カ月分を12月にさかのぼって改正するというので、結果として同じでございますので、わざわざ4月分までさかのぼって改正する必要はないので、12月分で0.05カ月分ふやしてございます。それで、次年度、その次の第2条の部分につきましては28年度の部分になりますので、28年度につきましてはその平準化といえますか同じようにするために、この月数を合わせれば、計算していただければわかるかと思いますが、同じ結果になりますが、平準化するためにこのように改正している。これは国の改正と同じく考えております。

それから、報酬等につきましては、村長のほうから審議会のほうに諮問するわけですが、近隣の議員さんの状況、それから現在の村の財政状況、それらを勘案しまして審議会に諮問して答申を得たものでございます。近隣の市町村、ずっと独立でやるということで、非常に抑えてきたわけでございますけれども、より厳しく減額したわけなんですけれども、まずこの辺で、ある程度一区切りついたところで他の町村とのバランスもとっていかうという考えのもとで、村長さんのほうからの話でそういうふうな考えになったわけです。以上です。（「はい、ありがとうございました」の声あり）

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第16号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 関川村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第17号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第17号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第18号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会

付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第18号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑を許します。質疑ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第19号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第19号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の質疑を許します。質疑ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第20号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第20号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 関川村国民健康保険診療所勤務医師の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第21号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第21号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 関川村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第22号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第22号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第23号 関川村立保育園条例の一部を改正する条例

日程第25、議案第24号 関川村地域指定密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第26、議案第25号 関川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第27、議案第26号 関川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

日程第28、議案第27号 関川村奨学金貸与条例の一部を改正する条例

○議長(近 良平君) 日程第24から日程第28、議案第23号 関川村立保育園条例の一部を改正する条例から日程第28、議案第27号 関川村奨学金貸与条例の一部を改正する条例まで、以上5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(平田大六君) 議案第23号及び議案第26号、この2つは条文の文言の整理であります。詳細は総務課長に説明をさせます。

また、議案第24号と議案第25号、この2つは法令の改正に伴うものであります。詳細は住民福祉

課長に説明をさせます。

議案第27号、関川村奨学金貸与条例は、村への定住促進を狙いとしまして、奨学金を貸与した学生が、大学卒業後一定の期間村に定住した場合は、貸し付けた奨学金の一部の返済を免除しようとするものであります。詳細は教育課長に説明をさせます。

以上であります。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中東正子君） それでは、議案第23号 関川村立保育園条例の一部を改正する条例を説明させていただきます。

平成27年4月1日から、国の子ども・子育て支援新制度が始まりました。それに伴いまして、村では関川村保育の必要性の認定基準に関する規則を作成いたしました。その規則の中の認定基準は、改正前のこの条例、1号から7号の基準を上回るものとなっていますので、その整合性を図るために保育園条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第24号、第25号、一緒に説明させていただきたいと思います。事前にお配りしておりました住民福祉課説明資料1、両面に印刷されているものをごらんいただければと思います。

議案第24号、議案第25号、この条例改正の概要でございますが、平成28年4月1日に介護保険法が改正されることに伴いまして、地域密着型サービスに、新たに地域密着型通所介護が創設されることとなります。施行1年間の経過措置がありますけれども、経過措置が設けられていない事項について、このたび一部改正をするというものでございます。

小規模な通所介護事業所は、県が指定・監督する居宅サービスから、村が指定・監督する地域密着型サービスに位置づけられます。具体的には、利用定員が18人以下の事業所が該当いたします。

関川村では、関川村デイサービスふれあいの家が該当いたします。

地域密着型サービス事業に係る人員、設備、運営等に関する基準につきましては、国の省令の基準に基づいて村でも条例で定めることになっておりますので、この省令の改正に伴うものでございます。

（1）としまして、右のほうの基準省令が国、左が村の条例でございます。

それでは、（2）国の基準省令の改正内容ですけれども、①としまして、議案第24号の改正するものとなる基準でございます。どういうことかといいますと、地域密着型通所介護に係る人員、設備及び運営に関する基準を定める。イとしましては、6カ月に1回の運営推進会議の開催を義務づける。裏、お願いいたします。ウとエは、うちの村で該当しておりませんのでちょっと説明省略させていただきます。オとして、これらの改正に伴う所要の条文整備等を行うものでございます。

その下、②としまして、議案第25号の改正のものとなる国の基準でございます。これも、アとし

ましては、6カ月に1回の運営推進会議の開催を義務づける。イのところは、ここもサテライト型をしておりませんので省略させていただきまして、ウとしまして、これらの改正に伴う所要の条文整理を行うものでございます。

この条例改正に当たっての考え方としましては、原則として国の基準どおりとしておりますけれども、記録の整備につきましては村独自の基準としております。国の記録整備は2年間としておりますが、村のほうは5年間としております。理由としましては、公費の過払いの場合の返還請求の消滅時効が地方自治法の規定によりまして5年であることから、保存5年とするものでございます。

(4)としまして、地域密着型サービスと運営推進会議についてでございますが、利用者の皆さん、利用者家族、地域住民の代表者というのは地元の区長様等お願いしてございまして、村の職員も行って運営推進会議を開催しております。ちょっと下の表をごらんいただければと思いますが、上の認知症対応型通所介護、これがふれあいの家、ゆうあいなんですけれども、今まで運営推進会議は開いておりませんでした。おおむね6カ月に1回以上開催するというものでございます。

参考までに、下のほう、認知症の対応型共同生活介護が高瀬にありますグループホーム関川と、その下、小規模多機能型というのがハーティプラザ関川さんでございます。いずれも地元の区長様に参加いただいて、こちらのほうは2カ月に1回開催しております。

以上でございます。

○議長（近 良平君） 税務課長。

○税務会計課長（井上広栄君） 議案第26号でございますが、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

主な改正内容で、大きく変わったところでございますが、2ページ、3ページ、第9条、第10条が加わりました。今回の行政不服審査法の改正によりまして、条例にこの事項が設けられることによる改正であります。条例にこの事項を追加するものであります。納税者から資料のコピーの申し出があった場合、この規定によって手数料をいただくということになります。

以上が大きく変わったところとしまして、全般を通しまして下線の引かれた字句でございますが、法改正に合わせて所要の字句を整備するものであります。

以上であります。

○議長（近 良平君） 教育課長。

○教育課長（稲家 誠君） それでは、議案第27号 関川村奨学金貸与条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思っております。

先ほど、村長からも話がありましたように、貸与金の額を増額し制度を拡充するというのが1点でございます。

もう1点は、村にUターンした場合に奨学金の一部を免除しようという改正内容でございます。

まず初めに、奨学金の貸与額なんですけれども、第3条でこれまで月額3万円としておりました。これを5万円、4万円、3万円と3段階設けまして、申請者の希望する額としたいというのが1点でございます。

次に、奨学金の貸与を終えた後の返済期間なんですけど、第13条でこれまでは8年以内に返してくださいということにしておりましたが、金額が増額されることもありまして、10年以内にというふうに改正するものです。

もう一つ、これまで年賦、半年賦、3カ月月賦というふうな形で返還をさせていただいたんですが、これについては年賦または均等月賦という返還方法に変更したいということでもあります。

第16条で返還免除の規定があります。第1項のほうで、奨学生が返済期間中に死亡または身体に障害を持って返還が困難だという場合に免除するという規定は今までもございました。これに加えて、奨学生が大学を卒業し返還手続をするとき、これは例年、5月、6月に行っておりますが、その段階あるいは3年、5年後に関川村に戻ってきた場合に、村に実際住所を有し住んでいること。それと返還期間10年間、村にずっと住んでいるという状況が認められた場合に、3万円を超えて貸与した部分。例えば4万円、あるいは5万円を貸与した者については、3万円を超えた部分について、申請により免除したいというものであります。

ただし、次のページにありますように、戻ってきて返還免除を受けたんだけど、3年後にまた村外に出たような場合については、免除した額の一部、残りの部分については免除を取り消して返していただくというものであります。

ちなみに、奨学金の額なんですけれども、近隣の村上市は大学の場合、3万円、5万円、7万円。胎内市が5万円以内ということで、申請者の希望する額というふうになっております。また、県のほうの奨学金についても、国立大学に通う者については4万1,000円というふうな数字になっておりますので、それに合せて増額したいというものであります。

以上です。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。初めに、議案第23号の質疑を許します。質疑はありませんか。3番、小澤さん。

○3番（小澤 仁君） 23号の（2）次の表中の改正前の欄から改正後の欄、下線が引かれた字句というところで、課長からの提案説明でもありました平成27年関川村規則第2号に定める基準とあるんですけれども、簡単で結構なので、この27年度関川村規則第2号について説明いただいていいですか。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中束正子君） 規則でしょうか。（「で定める基準」の声あり）はい。認定基準に関する規則の内容でございますね。

認定基準、12項目ぐらいありますが、読み上げて……（「簡単で結構ですので」の声あり）簡単で、はい。例えば、1カ月において48時間以上労働することを常態とするとか、パートでも結構ですけれども。あと、妊娠中であるか、または出産後間がないこと。あとは、疾病にかかり負傷または精神もしくは身体に障害を有していること等々ございまして、ちょっとどこら辺までお話ししていいのか、ちょっと。あと、求職活動を継続的に行っていることとか、あと災害に遭って復旧に当たっているとか、あとはそうですね、職業能力開発促進法によって職業訓練等やっているというようなこともございますし、あとは児童虐待の法律に関して、虐待が行われるおそれがあると認められることとか、あとは配偶者からの暴力防止ということも入っております。

そのくらいでよろしいでしょうか。

○議長（近 良平君） 3番、小澤さん。

○3番（小澤 仁君） 通常認められる範囲での保育の必要性というふうに捉えて大丈夫ですか。はい、ありがとうございました。

○議長（近 良平君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第23号については委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号の質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第24号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第24号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号の質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第25号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第25号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号の質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第26号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第26号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号の質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第27号は、総務厚生常任委員会へ、会議規則第39条第1項の規定により付託します。

日程第29、議案第28号 村上市との定住自立圏形成協定の変更締結について

○議長（近 良平君） 日程第29、議案第28号 村上市との定住自立圏形成協定の変更締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第28号は、村上市との定住自立圏形成協定の変更についてであります。

これは協定する内容の追加であります。詳細は総務課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（伊藤保史君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

村上市との協議の結果、産業振興の項に次の2号を加えることに同意いたしました。

一つは、グリーンツーリズムの推進でございます。取り組み内容につきましては、農山漁村における体験プログラムの充実等を図り、体験旅行や教育旅行受け入れを推進するため連携協力することとさせていただきます。具体的には、村上地域グリーンツーリズム協議会が実施する事業について、

甲乙ともに連携を図り必要な経費を負担するというところでございます。

6号といたしまして、林業の担い手育成の推進をお互いに連携しながらやるということでありま
す。取り組み内容でございますが、林業担い手の育成支援を推進し、人材及び労働力不足の解消を
図る。双方の役割でございますが、関係機関、外部外郭団体と協力し、若年就労希望者に対する支
援、PR活動について対策を講じるということでございます。

これにつきまして、つけ加えることで合意ができましたので、議会の議決を求めるわけでござい
ます。

以上です。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。議案第28号の質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第28号は総務厚生常任委員会へ、会議規則第39条第1項の規定
により付託します。

日程第30、議案第29号 関川村公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（近 良平君） 日程第30、議案第29号 関川村公の施設に係る指定管理者の指定についてを
議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第29号 関川村公の施設に係る指定管理者の指定についてであります。

村の施設について、指定管理者の指定期間が満了したために、その更新であります。詳細は総務
課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（伊藤保史君） 村の公の施設に係る指定管理者の指定でありますけれども、1から14番、
主に観光施設でございます。それからあと、生涯学習施設でありますど～むも含みまして、広域財
団法人関川村自然環境管理公社に指定管理者として指名したいのでございます。

それから、の～むにつきましては、関川村土地改良区を指名したいと思っております。

それから、関川村林業活動施設、上関でございますが、関川村森林組合組合長 高橋正衛様に指
定したいと考えております。

また、社会福祉施設におきましては4施設、関川村社会福祉協議会を指定したいと考えておりま
す。

関川村地域活動支援センター、旧上関保育園でございますが、特定非営利活動法人ふれあいネッ

トせきかわに指定したいと考えております。

各種ふるさと会館、改善センター、集落センター、それから下関の就業改善センター、辰田新の生活センターにつきましては、それぞれの各集落またはコミュニティーに指定管理をお願いしたいと考えております。

農村公園は3カ所ございますけれども、地元の集落をお願いしたいと考えております。

幾地憩いの広場につきましては、地元の幾地集落をお願いしたい。

それから、高田の農村公園、先ほど農村公園3カ所というのがありましたけれども、もう1カ所、4カ所でございますが、これも地元をお願いしたいと考えております。5カ所ですか。（「上野はないの」「女川だね」の声あり）幾地は幾地で言いましたので、農村公園となっていたのが4カ所。

それから、金丸・八ツ口地区のテレビジョンの共同受信施設につきましては、これまでどおりの共同視聴組合をお願いしたいということでございます。

以上、42カ所の指定管理につきまして指定をしたいので、議会の議決をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。議案第29号の質疑を許します。質疑はありますか。2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 今ほどご説明いただきましたが、今までと変わったところ、あるいはふえたところというのはございますでしょうか。お願いします。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（伊藤保史君） ございません。

○議長（近 良平君） 10番、平田さん。

○10番（平田 広君） 下関駅はここに入らないのか。指定管理者に、下関駅。公社のほうで管理しているけれども、あれはここに入らないのか。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（伊藤保史君） 駅は村の施設でなく、JRの施設でございますので、この指定管理にはなりません。

○議長（近 良平君） ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第29号は総務厚生常任委員会へ、会議規則第39条第1項の規定により付託します。

日程第31、議案第30号 過疎地域自立促進計画を定めることについて

○議長（近 良平君） 日程第31、議案第30号 過疎地域自立促進計画を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第30号、過疎地域自立促進計画の策定についてであります。

関川村は数次にわたり、過疎対策特別法により事業を実施してきておりますが、現行の計画期間が終了することから、過疎地域自立促進特別措置法の定めに従いまして、平成28年度から5年間の計画を定めるものであります。これにつきましては、既に新潟県との協議が済み、議会の議決を求めるものであります。決定し次第、総務大臣宛てに提出することになっております。

詳細は総務課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（伊藤保史君） 今、村長が述べましたとおり、平成28年度から32年度までの5カ年の計画でございます。

平成27年12月10日に県のほうより計画の同意をいただいております。内容につきまして、基本的な事項につきましては、現況を述べておりますので省略させていただきます。

活性化の基本方針につきましては、17ページに述べております。

それで、19ページに計画の期間を28年4月1日から33年3月31日までの5カ年間とするということと定めてございます。

それぞれの内容については、現状分析、それから課題等、問題点等を分析して、文書にしております。

それで、計画につきましては、それぞれの項目の中で述べております。その計画につきましては、ここに載りますと過疎債という非常に有利な起債をすることができます。したがって、その可能性がある事業、計画につきましては、全て実現性よりも採択されるようにできるだけ広範囲に計画を掲げてございます。

計画につきましては、30ページから見ていただきたいと思います。30ページと32ページに産業振興について計画を載せてございます。

それから、交通体系の整備、情報化及び地域間交流につきましての計画につきましては、37ページから道路関係、それから林道、それから情報化、それからソフトの面でも大変……、なお過疎地域自立促進特別事業というものはソフトの面でございます。それらについて、情報通信関係につきましての計画は37ページから載せてございます。

生活環境の整備でございますが、その計画につきましては45ページから載せてございます。上水道関係、下水道関係、それから消防施設、公営住宅。あと、ソフト事業として、リースによる共同住宅の建設。それから、合併浄化槽や、ソフト事業でございますが地域防災士の養成事業等、載せ

てございます。その他、集落排水についても載せてございます。

それから、高齢者の保健及び福祉の向上増進ということで、計画としましては、52ページに5項目、これは工事関係でございますが、5項目載せてございます。

医療の確保でございますが、これは休日・夜間、休診対応事業ということで載せてございます。

教育の振興でございますが、計画は58ページから載せてございます。スクールバスの購入、これは主に更新でございます。それから、柔剣道場のつり天井の耐震工事、それからトレーニング施設の整備事業、その他ソフト事業でICT環境事業、インフォメーション・コミュニケーション・テクノロジーだと思っておりますが、その事業。それから、学校給食関係の事業を載せてございます。

地域文化の振興につきましては、民族等の展示館、道の駅の屋根補修、空調設備。考えられるものを載せてございます。

それから、集落の整備につきましては、宅地造成関係について載せてございます。64ページでございます。

その他、地域の活性化事業として、ソフト事業でございます。自立促進特別事業として、キラリ事業や結婚相談出会い事業関係、それから空き家バンク関係、それから奨学金関係等載せてございます。

過疎地域自立促進特別事業分として、ソフト事業分を載せてございます。

以上でございます。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。議案第30号の質疑を許します。質疑はありますか。2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 計画書の中身の具体的なことでもよろしいですか。

○議長（近 良平君） 何でもいいです。

○2番（伊藤敏哉君） それでは、32ページなんですけど、（9）過疎地域自立促進特別事業としまして、木質バイオマス発電促進事業。ここに旧女川中学校をということで説明が書いてございますけれども、先ほど総務課長さんの説明でその実施の可能性の少ないものでも可能性のあるものは掲載しておりますというご説明でしたけれども、例えば村のバイオマス発電事業が軌道に乗った際は、この計画も実施されるものということで理解してよろしいでしょうか。お願いします。

○議長（近 良平君） 副村長。

○副村長（佐藤忠良君） 今総務課長が説明しましたように、可能性あるものは極力拾ってあります。集落活性化計画、あるいは集落用途、それから村として考えておること。おおよそここに入れてあります。

女川中学校の件については、今、さまざまな公共施設を取り壊すというのにかなりの金がかかります。村内に幾つかありますけれども。それに対する財源の措置というのは、ないわけではないん

ですけれども、条件を整えるには極めて厳しいところがあります。

女川中学校は木造校舎でありまして、昭和30年代前半に建てたものでありまして、50年、60年くらい経過しておりますので、取り壊して材木をストックヤードにするというような構想もあります。現実にはどうなるかわかりません。その際、こういったものを利用して取り壊しをしたほうが、財源的には有利であるというような、そんな意味合いも含めてここに計上したという、そういうふうに理解しております。（「はい、ありがとうございました」の声あり）

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第30号は総務厚生常任委員会へ、会議規則第39条第1項の規定により付託します。

休憩します。2時5分まで。

午後1時58分 休 憩

午後2時05分 再 開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第32、議案第31号 女川東部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第33、議案第32号 朴坂辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第34、議案第33号 桂辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第35、議案第34号 霧出南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第36、議案第35号 七ヶ谷南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第37、議案第36号 片貝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第38、議案第37号 金丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議長（近 良平君） 日程第32、議案第31号 女川東部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてから日程第38、議案第37号 金丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてまで、以上7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第31号から議案第37号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてであります。

小学校と中学校の統合によりまして、辺地指定の区域が広がり、村内には7地区が法に基づく辺地となっております。この議案は、それぞれの辺地について5カ年の整備計画を策定するものであります。

事業につきましては、過疎地域自立促進計画と重複するものも数多くありますが、集落活性化計

画、集落要望などを踏まえた事業でありまして、実際に事業化した際に財源確保に有利な方法を選択したいと思っております。

詳細は総務課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（伊藤保史君） それでは、議案第31号から順次説明させていただきたいと思っております。

辺地計画全てにわたりますが、平成28年2月3日に県への協議について同意を得ております。

それでは、女川東部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてから説明させていただきます。

まず、女川東部辺地でございますが、これを構成する集落でございます。これは、南中、蛇喰、上新保、上野、若山、蕨野、小和田、中束、田麦千刈によって構成されております。中心は南中580番地の1ということになっております。

整備計画でございますが、平成28年度から平成30年度の3カ年での計画でございます。

先ほど村長も申しましたとおり、辺地計画で認められるような事業につきまして、全て網羅しております。ただ、実際のところ、辺地計画、辺地の枠とかそういうものがございまして、必ず辺地債をとるという形にはならないかと思っております。そのときの情勢によりまして、枠の関係で過疎債をとるというような場合も考えられます。ただ、辺地債は交付税算入率が80%で過疎債よりも10%上乘せになっております。したがって、できるだけ辺地債をとるという形で考えております。

この地域におきましては、8の事業を計画にのせてございます。一つ一つにつきましては、ごらんになっていただきたいと思います。

続きまして、議案第32号 朴坂辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでございます。

この朴坂辺地は、構成する集落は朴坂1つのみでございます。中心地点が朴坂366番地の15でございます。

整備計画、裏のページでございますが、3点計画をのせてございます。この3点につきましては、後ほどごらんになっていただければと思います。

続きまして、議案第33号 桂辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでございます。

この桂辺地も集落は1つで、桂のみでございます。中心地域が桂412番地の3でございます。

整備計画については4点のせてございます。消防施設、外灯等でございます。

次に、議案第34号 霧出南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでございます。

構成集落は、山本、幾地でございます。中心地点が山本960番地2でございます。

整備計画につきましては、5点掲げてございます。消防施設のほか、合併浄化槽、外灯の更新事業を入れてございます。

議案第35号は、七ヶ谷南部辺地でございます。

構成集落は、安角、鮎谷、久保、大石、金俣でございます。中心が安角280番地の1でございます。

整備計画は9点でございます。合併浄化槽、消防設備、林道設備、外灯でございます。

続きまして、議案第36号、片貝辺地に係る公共的施設の総合整備計画でございます。

構成集落は、片貝、沼、聞出でございます。中心位置が片貝81番地の1でございます。

次のページですが、整備計画につきましては、消防施設、林道施設、それから外灯の更新事業でございます。

議案第37号、金丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでございます。

構成集落は、金丸、八ツ口でございます。中心位置が金丸79番地でございます。

整備計画でございますが、消防施設、それから外灯の更新事業で、4点でございます。

以上でございます。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。初めに、議案第31号の質疑を許します。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

次に、議案第32号の質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第33号の質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第34号の質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第35号の質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第36号の質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第37号の質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第31号から議案第37号まで、以上7件は総務厚生常任委員会へ、会議規則第39条第1項の規定により付託します。

日程第39、議案第38号 第6次関川村総合計画基本構想を定めることについて

○議長（近 良平君） 日程第39、議案第38号 第6次関川村総合計画基本構想を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第38号は、総合計画の策定についてであります。施政方針でも説明いたしましたように、平成28年度を初年度とする第6次関川村総合計画について策定が完了いたしましたので、その中の10年を計画期間とする基本構想について、議会に付すべき議案を定める条例、これに基づいて提案するものであります。

詳細は総務課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（伊藤保史君） それでは、議案第38号についてご説明申し上げます。

第6次総合計画は、計画年度が平成28年から平成37年まで10年間で計画期間がございます。そのうち前期計画が平成28年から平成32年まででございます。

去る平成27年11月12日に関川村総合振興審議会に諮問いたしまして、平成28年2月2日に同審議会より答申をいただいております。それに基づきまして、今回基本構想につきまして議会の議決を求めます。

2ページから計画の総論を書いてございます。これまでの計画の目的、どのように進んできたか。それから、2節では計画の位置づけを書いております。この計画は、関川村で各種計画がありますが、頂点に位置する計画であります。そして、この基本構想部分が関川村議会の議決すべき事件を定める条例で規定されているものでございます。それで、計画の構成と期間ということで、おおむね図示されてございます。

基本構想は、関川村の将来目標とそれを達成するための大綱を定めたもので、2025年、平成37年を目標としております。基本計画は、前期計画が平成32年度までの5年間、後期計画が平成33年度から平成37年度までの5年間ということになります。

それから、人口ビジョンでございますが、人口ビジョンは、まち・ひと・しごと創生法により総合戦略とあわせてつくられたものでございますが、この計画の中に取り組んでございますし、また関川村地域総合戦略も計画期間が平成27年から平成31年度までになっておりますが、この計画の中に組み込まれてございます。

計画のあらましと村のあらまし等は省略させていただきます。

村づくりの課題ということで、村の重点課題ということで6点挙げてございます。住みよい暮らしづくり、それから地域を担う産業の振興、それから交流から定住の促進、切れ目のない子育て支援、それからみんながいきいきと暮らす環境づくり、無駄のない健全な行政の効率化ということで、これらをもとに基本構想をつくってございます。

それで、8ページから基本構想がなります。

村の将来の姿として、豊かで住みよい活気ある村を目標としますということで規定してございます。その内容、理由説明については、記載のとおりでございます。

それで、村づくりの理念として8項目を設けてございます。この基本理念のもとに行っていくということでございます。

施策の大綱でございますが、第1節の住みよい暮らしのためにということで、ここでは生活環境の整備と協働による村づくりということで文章をまとめております。

それから、第2節の地域を担う産業の振興のためにということで、農・商・工・官、それぞれの施策、それからその連携、それから資源の活用について、この節で述べてございます。

交流から定住を促すためにということで、都市との交流事業、それからグリーンツーリズム、それからU・J・Iターン、それからパートナーとの出会いについて、この節で述べております。

第4節では、切れ目のない子育て支援のためにということで、子育て支援についてここで述べてございます。

第5節でございますが、みんながいきいきと暮らせるためにということで、健康増進活動、一人一人が自分らしく安心して暮らせる社会、それから教育から生涯学習について、ここで定めてございます。

無駄のない行財政運営のためにということで、村の行財政について、また村の職員についての計画について、ここで述べてございます。

次の前期計画等につきましては、あくまでも参考資料ということになるわけでございますが、それぞれの今、6節ございましたけれども、それぞれにつきましてさらに細分化して現状の分析をして、施策を述べております。それぞれ箇条書きにしてまとめてございます。それぞれにつきましては、説明まではいたしませんけれども、ごらんになっていただきたいと思っております。1節、2節。2節は23ページから、それぞれ各細かく現状分析をして、それに対する施策ということで項目を掲げてございます。

それから、3節につきましては29ページから。これもそれぞれの項目につきまして、必要とあれば項として分けて、それぞれにつきまして施策を述べております。

4節は30ページから、5節は32ページから、最後の6節は37ページから、それぞれ述べてござい

ます。

詳細の説明につきましては、以上をもってかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。議案第38号の質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第38号は総務厚生常任委員会へ、会議規則第39条第1項の規定により付託します。

休憩します。3時まで。

午後2時27分 休 憩

午後3時00分 再 開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第40、議案第39号 平成28年度関川村一般会計予算

日程第41、議案第40号 平成28年度関川村国民健康保険事業特別会計予算

日程第42、議案第41号 平成28年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算

日程第43、議案第42号 平成28年度関川村介護保険事業特別会計予算

日程第44、議案第43号 平成28年度関川村後期高齢者医療特別会計予算

日程第45、議案第44号 平成28年度関川村有温泉特別会計予算

日程第46、議案第45号 平成28年度関川村宅地等造成特別会計予算

日程第47、議案第46号 平成28年度関川村簡易水道特別会計予算

日程第48、議案第47号 平成28年度関川村公共下水道事業特別会計予算

日程第49、議案第48号 平成28年度関川村農業集落排水事業特別会計予算

日程第50、議案第49号 平成28年度関川村水道事業会計予算

○議長（近 良平君） 日程第40、議案第39号 平成28年度関川村一般会計予算から日程第50、議案第49号 平成28年度関川村水道事業会計予算まで、以上11件を一括議題といたします。

村長の提案理由の説明を求めます。なお、詳細はこれから設置する特別委員会において説明をお願いします。村長。

○村長（平田大六君） 議案第39号から議案第49号までは、平成28年度の予算案件であります。以上11議案につきましては、施政方針説明、これをもって提案の理由にかえさせていただきます。

なお、詳細は、一般会計については総務課長、また特別会計と事業会計についてはそれぞれ所管

の住民福祉課長、農林観光課長、建設環境課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま議案となっています議案第39号から議案第49号まで、以上11件については、平成28年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、平成28年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午後3時01分 休 憩

午後3時02分 再 開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま設置されました平成28年度予算審査特別委員会の委員については、委員会条例第5条第2項の規定により、ただいま配付しました平成28年度予算審査特別委員会の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、別紙名簿のとおり選任することに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

午後3時02分 休 憩

午後3時10分 再 開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第51、同意第1号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（近 良平君） 日程第51、同意第1号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

村長の提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 同意第1号、関川村教育委員会委員の任命についてであります。

現在、教育委員会委員であります河内宗さんは、国の指導により毎年1人ずつ任期満了になるようにとのことで、昨年1年間の任期で議会の同意を得て任命したところであります。そのため3月31日をもって1年間の任期が満了いたします。引き続き任命いたしたいので議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は平成28年4月1日から4年間であります。よろしく願いいたします。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議案となっております同意第1号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、同意第1号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより同意第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近 良平君） 起立多数です。したがって、同意第1号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

○議長（近 良平君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は23日水曜日午後3時から開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時13分 休 会